

# One Asia Lawyers ニューズレター

## 2018年：新年特別号

### ミャンマー

#### ■ミャンマー新会社法成立

##### 1 2017年12月6日ついに新会社法が成立

ミャンマーで、2017年12月6日、前月に議会通过した新会社法案にティン・チョー大統領が署名し、新会社法が成立しました。

旧会社法は、英領時代の1914年に施行され、100年も使われ続けたもので、現代社会に整合しなくなっていました。また、今回成立した新会社法では、外資規制の緩和が盛り込まれ、外国企業の投資活動にとっては追い風となる可能性が高いと考えられます。

以下、新法の注目すべき点をいくつかご紹介します。



##### 2 新会社法の注目点

###### (1) 「外国会社」の定義

新会社法では、「外国会社」とは、外資企業が35%を超える株式を直接的又は間接的に保有し、又は支配する会社をいいます。

この点、旧会社法では、1株でも外資企業が保有していれば、「外国会社」とみなされ、外資規制上の制限や長期リースの保持に関する制限等を受けていました。しかし、新会社法のもとでは、ミャンマー内資企業の35%までの株式割合を保有することができることとなります。マイノリティーでの出資にはなりますが、外国企業の投資活動に関して、ミャンマー国内で実施可能なことが格段に拡充されることとなります。

###### (2) 取締役の国籍要件

新会社法では、取締役は全員が外国人でも構わないとされていますが、そのうち少なくとも1名はミャンマー国内に居住している必要があります。ここで、居住とは年間183日以上ミャンマー国内に滞在していることを指し、ミャンマーの周辺国で取締役の居住義務を課している国は限定的で、外資企業にとっては投資の際の1つの障害となります。

###### (3) ビデオ会議等での取締役会開催

ビデオ会議などを利用して取締役会を開催する場合の規定が設けられました。他のASEAN諸国では、現地開催が義務付けられている国もある中で、比較的、容易に会社運営が可能です。

###### (4) 株式の数・株主の数

旧会社法では、最低2株、かつ、同一株主が2株を所有することは許されず、一人株主会社が設立できませんでしたが、新会社法では、株式の数については、最低1株でよいとされ、一人株主会社の設立が可能となりました。

株主の数は、2名から1名に変更され、外資企業にとっては、足枷が1つはずれた形となります。

###### (5) 種類株式の解禁

旧会社法のもとにおいても、種類株式の発行は可能と考えられてきましたが、新会社法ではそのことが明確化され、資本や配当に優先・制限を付した株式、制限された議決権付き株式、無議決権株式などを発行できるようになりました。

様々な種類株式の発行が可能となれば、外資規制に対する対応や合弁企業設立時における機関設計を柔軟に行うことができます。

###### (6) 定款

旧会社法では、モデル定款と異なる定款を作成しようとする場合は、投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration、以下「DICA」) との交渉が必要でしたが、それが不要とな

り、いかなる条項も記載可能となりました。また、定款変更についても、DICA の承認を待たずに、特別決議後に登録すれば足りることとなりました。

### 3 今後について

大統領の承認により成立した新会社法ですが、その施行日は、大統領が公布する日とされおり、それがいつになるかは現時点では確定しておりません。ただ、DICA のウェブサイトによると、新会社法に合わせた運用システムの導入とスタッフの教育を行うとしており、新会社法施行日は同システムの運用開始日と合わせるようになるため、2018 年 8 月頃を見込んでいると公表されています。逆に言えば、行政の事務体制が整った後ということになるので、予定よりも後ろにずれ込むことは十分あり得ます。

新会社法において、今までよりも格段に外資企業がミャンマーに投資しやすい環境が生み出されることは間違いなく、日系企業としても大きな期待が持てるどころです。

ただ、新法がどのように運用されていくのか、実務が明らかになるのは施行からしばらく待つ必要があるでしょう。